

健康保険法等の一部を改正する法律における検討規定

附 則（検討）

第二条

- 3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

参考

医療給付費の将来見通し (医療制度改革案ベース、平成18年1月)

	2006年度 (平成18) 予算ベース	2010年度 (平成22)	2015年度 (平成27)	2025年度 (平成37)
改革案	27.5 兆円	31.2 兆円	37 兆円	48 兆円
国民所得比	7.3%	7.4% ~ 7.7%	8.0% ~ 8.5%	8.8% ~ 9.7%
GDP比	5.4%	5.4% ~ 5.6%	5.8% ~ 6.1%	6.4% ~ 7.0%
改革実施前	28.5 兆円	33.2 兆円	40 兆円	56 兆円
国民所得比	7.6%	7.9% ~ 8.2%	8.7% ~ 9.2%	10.3% ~ 11.4%
GDP比	5.5%	5.8% ~ 5.9%	6.3% ~ 6.6%	7.5% ~ 8.2%
国民所得	375.6 兆円	403 ~ 420 兆円	432 ~ 461 兆円	492 ~ 540 兆円
GDP	513.9 兆円	558 ~ 576 兆円	601 ~ 634 兆円	684 ~ 742 兆円

(試算の前提)

- 「改革実施前」は、平成18年度の診療報酬改定及び健康保険法等改正を実施しなかった場合を起算点とし、1人当たり医療費の伸びについては従前通り、70歳未満2.1%、70歳以上3.2%と設定して試算している。
- 「改革案」は、平成18年度予算を起算点とし、平成18年度の診療報酬改定及び健康保険法等改正の効果を織り込んで試算したもの。
- 国民所得比及びGDP比の算出に用いた名目経済成長率は、2011年度までは「改革と展望2005(案)」参考試算、2012年度以降は平成16年年金財政再計算の前提を用いて、「基本ケース」及び「リスクケース」の2つのケースを設定している。

名目経済成長率の推移

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012~
基本ケース	2.0%	2.5%	2.9%	3.1%	3.1%	3.2%	1.6%
リスクケース	2.0%	1.9%	2.1%	2.2%	2.1%	2.2%	1.3%

医療制度改革を実施した場合の総合的な財政影響

① 平成18年度の診療報酬改定及び健康保険法改正を実施しなかった場合の財政負担(平成20年度)

	(75歳未満)				(75歳以上)	医療保険計	公費		
	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	後期高齢者		国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	60,900	53,000	18,500	32,900	8,800	178,200	77,300	17,000	10,700
加入者数(万人)	3,400	2,800	900	3,800	1,300	12,700			
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	17.9	18.9	20.5	8.6	6.7	14.1			

※ 所要保険料は、医療給付費を賄うために必要な保険料である。

※ 高齢者の所要保険料については、各制度の所要保険料のうち、高齢者が負担することとなる分を推計した。

※ 一般制度は、75歳以上の高齢者に係る分を除いている。

② 上記の改定及び改正を実施した場合の財政負担(平成20年度)

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	後期高齢者 医療制度	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	57,400	52,400	17,500	30,500	8,100	169,900	71,600	16,500	10,100
加入者数(万人)	3,400	2,800	900	3,800	1,300	12,700			
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	16.9	18.7	19.4	7.9	6.1	13.4			

②-① 財政影響

	政管健保	健保組合	共済組合	市町村国保	後期高齢者 医療制度	医療保険計	公費		
							国庫	都道府県	市町村
所要保険料(億円)	△3,500	△600	△1,000	△2,500	△800	△8,300	△5,700	△500	△600
加入者1人当たり 所要保険料(万円)	△1.0	△0.2	△1.1	△0.7	△0.6	△0.7			